

用語解説

○ 普通会計

個々の地方公共団体毎に各会計の範囲は異なるため、団体相互間の財政比較を可能とする観点から、一般会計に介護保険事業会計、公共用地先行取得会計などの一部の特別会計を加えたものが普通会計。なお、普通会計の他に特定の歳入をもって歳入にあてる公営企業会計等がある。

○ 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を引いたもの。歳入歳出差引額ともいう。

○ 実質収支

形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。この収支がマイナスになると、いわゆる「赤字団体」。

○ 単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもの。当該年度のみ収支を明らかにする。

○ 実質単年度収支

単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立額・地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩し額を控除したもの。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

○ 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。通常3ヵ年平均が用いられる。この指数が1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされている。

○ 実質収支比率

実質収支を標準財政規模で除したもの。大きければよいというものではなく、通常3～5%が適当とされている。

○ 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。地方税、地方譲与税、地方交付税等が該当する。

これに対し、国庫支出金等、財源の用途が特定されるものを特定財源という。

○ 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当する。

これに対し、国庫支出金等、国や県の意思により交付額等を定められるものを依存財源という。

○ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。経常一般財源（毎年度経常的に収入される一般財源。地方税、普通交付税等）に占める経常的経費（毎年度経常的に支出される経費。人件費、扶助費、公債費等）の割合。

一般的に、都市で 75%、町村で 70%が妥当と考えられている。また、都市で 80%、町村で 75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるとされている。